

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日：2018年 9月 20日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社LIXIL住宅研究所
アイフルホームカンパニー

フランチャイズ契約のご案内

株式会社LIXIL住宅研究所 アイフルホームカンパニー

〒136-0071

東京都江東区亀戸一丁目5番7号

所属部門 FC本部

氏名 平戸 雄三

TEL (03) 5626 - 8245

FAX (03) 5626 - 8316

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法施行規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下、フランチャイズガイドラインという）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は2018年9月20日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会に提出されているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

アイフルホームフランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社フランチャイズシステムへの加盟をご検討いただき誠にありがとうございます。

当社は「アイフルホーム」の名のもとに住宅建築のフランチャイズシステムを展開しております。

当フランチャイズチェーンの店舗は、木造住宅建築業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、C Iイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

フランチャイズチェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様にご契約いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、アイフルホームフランチャイズチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からアイフルホームとは異なる独自の経営手法を重視され、アイフルホームのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、アイフルホームフランチャイズチェーンへの加盟をお勧めできません。

当社のフランチャイズチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備を行い、物流、データ管理、店舗指導、広告宣伝など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、各々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがアイフルホームフランチャイズチェーン事業の経営成功の鍵なのです。

アイフルホームの店舗を経営されるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへお進みください。

目次

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
わが社の経営理念	6		
本部の概要 社名・設立・事業開始年月日・事業内容・他に行っている事業の種類・資金の額・主要株主・主要取引銀行・従業員・本部所在地	6	規則第10条第1号 規則第10条第2号 規則第10条第3号 規則第10条第4号 規則第10条第5号	
役員一覧	6	規則第10条第1号	
子会社の概要	6	規則第10条第2号	
所属団体名	7		
会社沿革	7, 8		
会社組織	9		
直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	10	規則第10条第4号	
売上出店状況	11	規則第10条第6号、第11条第6号イ	
加盟者の店舗に関する事項	12	規則第11条第6号ロ・ハ・ニ	
1. 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数			
2. 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に関わる加盟者の店舗数			
3. 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係わる加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係わる加盟者の店舗数			
訴訟件数	12	規則第10条第7号	
フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	13		
2. 加盟に際して徴収する加盟金、その他金銭に関する事項 (1) 金銭の額, (2) 加盟金の性質, (3) 徴収の時期, (4) 発注の方法, (5) 加盟金の返還の有無, (6) 加盟時の直接投下資金	13	法第11条第1号、 規則第11条第1号イ～ホ	2-(2)-7-③
3. オープンアカウント、売上金等の送金	13	規則第10条第13号	3-イ - ②
4. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率	13	規則第10条第14号、第15号	2-(2)-7-⑤
5. 加盟者に対する商品の販売 (1) 販売又は斡旋する商品の種類, (2) 供給条件, (3) 配送日・時間・回数, (4) 仕入先の推奨制度, (5) 発注方法, (6) 決済方法, (7) 返品, (8) 在庫管理, (9) 販売方法, (10) 販売価格	13, 14	法第11条第1号、規則第11条 第2号イ・ロ	2-(2)-ア - ① 3-(1)-ア 3-イ - (3)
6. 経営の指導に関する事項	14	法第11条第3号、規則第11条 第3号イ～ハ	2-(2)-ア - ②
7. 使用できる商標、商号その他の表示に関する事項	14	法第11条第4号、規則第11条 第4号イ・ロ	
8. 契約期間、契約の更新及び解除に関する事項 (1) 契約期間, (2) 更新の手続き, (3) 契約解除の要件 (4) 解約の手続き, (5) 損害賠償金の支払い等	15	法第11条第5号、規則第11条 第7号イ～ニ	2-(2)-ア - ⑦
9. 加盟者から定期的に徴収する金銭に対する事項	16	規則第10条第12号、第11条 第7号イ～ニ	2-(2)-ア - ④
10. 店舗の営業時間・営業日	16	規則第10条第8号	

11. テリトリーに関する事項	16	規則第10条第9号	2-(2)-ア - ⑧
12. 競業禁止義務	16	規則第10条第10号	3-(1)-ア
13. 守秘義務	16	規則第10条第11号	
14. 店舗の構造と内外装についての特別義務	16	規則第10条第16号	
15. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	16	規則第10条第17号	
16. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容	17		2- (2) -ア - ⑥
17. 加盟の条件と手続き	17		
後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」 説明確認書	18, 19		
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」 中小企業庁	別途		
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行 規則	別途		
後記4. フランチャイズシステムに関する独占禁止法上 の考え方について	別途		

アイフルホームフランチャイズチェーン加盟契約の要点と概説

わが社の経営理念

アイフルホームの「EYEFUL」は、ものがよく見えるという意味です。住宅業界にフランチャイズチェーンシステムを導入し、良い家を建てたいと思うすべての人、そして住宅づくりに関わるあらゆる人が理解でき、納得できる環境を創造し、育ててきました。

～よく見える住宅づくりの実践、よく見える経営の実践。～

創業以来34年、一貫した思いのもと、累計契約棟数16万棟という実績を達成しました。仕様・機能・設備・耐久性に優れた高品質な住宅を合理的な価格で提供したいという私たちの願いが時代の価値観と一致した結果であると受けとめております。私たちが創業時に掲げた企業使命、

よりよい家を (MORE QUALITY)

より多くの人に (MORE PEOPLE)

より合理的に (MORE RATIONAL)

という『3つのMORE』を永遠の命題とし、来るべき新しい時代、すべての方々との信頼の輪を大切に、時代に対応した新しい満足感を提供することこそが、私たちの務めであると確信しております。

本部の概要

社名	株式会社 LIXIL住宅研究所 アイフルホームカンパニー
設立	2002年 3月 12日
事業開始	1984年 7月 1日
事業内容	建築業に対する技術援助、コンサルタントに関する事業、建築に関する研究、研修、広告宣伝の受託、住宅建築材料及び住宅設備機器の販売
他事業	特にありません。
資本金	12億 5,000万円 (2018年 4月 1日現在)
主要株主	株式会社LIXIL住生活ソリューション
主要取引銀行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行
従業員数	202名 (2018年 4月 1日現在)
本部	〒136-0071 東京都江東区亀戸一丁目5番7号 錦糸町プライムタワー TEL: 03-5626-8245 FAX: 03-5626-8316 URL http://www.eyefulhome.jp

役員一覧 (2018年 6月 7日 現在)

代表取締役社長	今 城 幸
常務取締役	山中 哲也
取締役	近藤 正司
取締役	久保田 卓
取締役	平戸 雄三
取締役	野瀬 洋
監査役	河野 唱二
監査役	豊丹生 祐啓

子会社の概要

株式会社ジェイエイチビー

事業内容：当社フランチャイズチェーン直営店としての営業活動・設計施工業務

株式会社ジーエイチエス

事業内容：当社フランチャイズチェーン直営店としての営業活動・設計施工業務

所属団体名

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

一般社団法人木造住宅産業協会

会社沿革

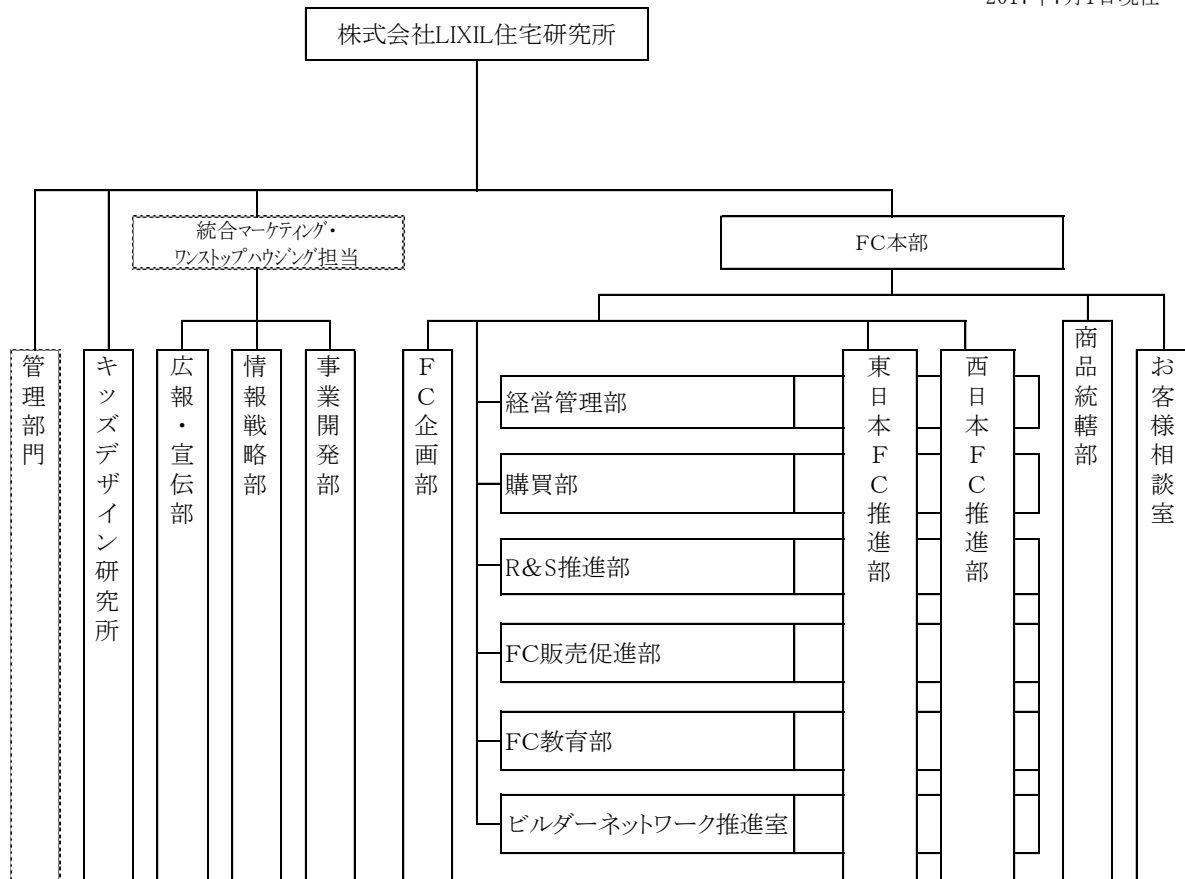
1984年	5月	・株式会社アイフルホームを江東区に設立〔資本金1億円〕
	7月	・フランチャイズ加盟1号店オープン
1986年	5月	・直営販売施工会社 株式会社ジェイエイチビーを設立
	8月	・資本金を2億円に増資
1987年	7月	・フランチャイズ加盟店50店舗達成
1989年	11月	・株式会社アイフルホームテクノロジーに社名変更
1990年	3月	・フランチャイズ加盟店数100店舗
1992年	9月	・フランチャイズ加盟店数150店舗
1993年	9月	・『完成引渡保証制度・地盤保証』導入
1994年	1月	・一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会加入〔住宅業界初〕
	3月	・高気密・高断熱住宅『オールシーズン』発売
	5月	・フランチャイズ加盟店数200店舗
1996年	4月	・価格を超えた品質の住まい『パラス』発売
1997年	3月	・3階建住宅『スプリーム』発売
1998年	9月	・業界初の『地盤生涯保証』導入
1999年	3月	・国際規格「ISO14001」を本部で認証取得
2000年	4月	・「あなた」からの発想の家、『NEWパラス』発売
	10月	・株式交換により、トステム株式会社の子会社となる
2001年	4月	・顧客保証体制『家族の安住アシストシステム』確立
	10月	・株式会社INAX・トステムホールディングスの事業会社となる
		・住宅性能表示主要4項目で最高等級、『パラス安芯の家』発売
2002年	2月	・平屋住宅『AYA』発売
	9月	・中間持株会社、株式会社21世紀住宅研究所の事業会社となる
	10月	・賃貸住宅市場に進出、『EHメゾンM』発売
		・施工品質の合理化、向上を目指し、『EyeOCシステム』導入
2003年	3月	・『パラス健康と安芯の家』発売
2004年	1月	・どこまでも自分を表現できる家『the EYES ふれあい家族』発売
	6月	・累計契約棟数10万棟達成
2007年	7月	・合併により株式会社トステム住宅研究所となる
	10月	・累計契約棟数12万棟達成
2008年	4月	・新商品『セシボ』を発表
		・シンクタンク『キッズデザイン研究所』を創設
	7月	・CO2ゼロライフを実現する『クールハウスモデル住宅』発表
	8月	・子育ての家『セシボ』が第2回キッズデザイン賞を受賞
	10月	・三菱商事、東工大などとの共同研究プロジェクト『RE-EVプロジェクト』がグッドデザイン賞を受賞
2009年	3月	・ジャパンショップシステムアワード2009最優秀賞を受賞
	4月	・25周年記念期間限定商品『セシボ・アニバーサリー』を発表
	8月	・『セシボ・アニバーサリー』が第3回キッズデザイン賞を受賞（2年連続）
	9月	・5つのサステナブルを提案する『スーパーサステナブルモデル住宅』発表
2010年	1月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エレクトリック2009の優秀賞を受賞
	2月	・累計契約棟数13万棟達成
	9月	・8つのナガイキを提案する『スーパーサステナブルモデル住宅NEXT+』発表
		・ネットで楽しい家づくり「web housing」にて、ネット限定商品『i-Prime7』全国販売を開始
2011年	1月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エレクトリック2010の特別賞を受賞（2年連続）
	4月	・グループ会社の再編により、株式会社LIXIL住宅研究所となる
	7月	・第5回キッズデザイン賞を3項目受賞（4年連続）

	10月	・次世代スマートハウス『GURU GURU』発表
2012年	2月	・低炭素杯2012 環境大臣賞・金賞受賞
	7月	・自然の恵みでかしこく暮らす家『セシボ スマートハウス』発表
	8月	・第6回キッズデザイン賞TEPIA奨励賞を受賞（5年連続）
2013年	2月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2012の優秀賞と優秀企業賞を受賞（3年連続）
	7月	・ずっと家族と子どもを守る制震システム『EVAS（イーバス）』で第7回キッズデザイン賞を受賞（6年連続）
	10月	・大災害などの非常事態でも約1ヶ月間日常に近い生活が可能な家『レジリエンス住宅CH14』を発表
2014年	2月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2013の優秀賞と優秀企業賞を受賞（4年連続）
	6月	・30周年記念商品『セシボf』発売
	7月	・第8回キッズデザイン賞を2項目で受賞（7年連続）
	10月	・『レジリエンス住宅CH14』が、グッドデザイン賞を受賞
	11月	・累計契約棟数15万棟達成
2015年	3月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2014の優秀賞と優秀企業賞を受賞（5年連続）
		・『レジリエンス住宅CH14』の取り組みが、ジャパン・レジリエンス・アワード2015において住宅部門の最優秀レジリエンス賞受賞
	7月	・キッズデザイン賞受賞（8年連続）
	11月	・LIXIL住宅研究所とHondaが共同で、家と自動車とエネルギーの新たな融合による次世代コンセプトホーム「レジリエンスホーム『家+X』 Powered by Honda」を発表
2016年	3月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2015の優秀賞と優秀企業賞を受賞（6年連続）
		・「次世代レジリエンスホーム『家+X』 Powered by Honda」の取り組みが、ジャパン・レジリエンス・アワード2016において特別顧問賞 古屋圭司(国土強靱化担当大臣)賞受賞
	4月	・大型改装商品『新築mitai(みたい)』発表
	7月	・キッズデザイン賞受賞（9年連続）
		・(株)LIXIL住宅研究所が第1回「国土強靱化貢献団体認証制度（レジリエンス認証）」を取得
	9月	・セシボ『家+X』発売開始
	10月	・「新築mitai」サービスを拡充し、リフォーム物件の耐震診断と地盤点検システムをセットにした業界初のサービス『レジリエンスセット』提供開始
	12月	・期間限定・プラン限定のZEH住宅『セシボEX-H～Limited～』発表
2017年	3月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2016の優秀賞と優秀企業賞を受賞（7年連続）
		・(株)LIXIL住宅研究所が取り組む『次世代レジリエンス住宅普及プロジェクト』がジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)2017で最優秀レジリエンス賞(住宅・都市)を受賞
	8月	・高気密・高断熱性能を強化した新商品「セシボ極・零・爽」を発表
2018年	3月	・『セシボ』がハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2017の優秀賞(8年連続)と優秀企業賞及び貢献賞を受賞
		・(株)LIXIL住宅研究所が取り組む『避難所になるレジリエンス展示場』がジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)2018で最優秀レジリエンス賞(住宅・都市)を受賞
	4月	・自分スタイルで賢く暮らす新商品『Simple Life.』発表
	9月	・新商品『全館空調システム』発表

会社組織

アイフルホームFC本部組織図

2017年7月1日現在



直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

※決算情報は株式会社LIXIL住宅研究所の数字となります。

第15期決算公告			
平成29年7月4日		東京都江東区亀戸一丁目5番7号 株式会社LIXIL住宅研究所 代表取締役 中 紀幸	
貸借対照表の要旨(平成28年3月31日現在) (単位:百万)			
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,344	流動負債	8,762
固定資産	2,811	役員貸付引当金	4
有形固定資産	1,810	賞与引当金	178
無形固定資産	144	完済引当保証引当金	18
投資その他の資産	1,067	その他	8,162
		固定負債	444
		退職給付引当金	77
		特定処分損繰戻引当金	111
		引当金	3
		繰上引当保証損失引当金	3
		その他	151
		負債合計	7,238
		株主資本	3,818
		資本金	1,250
		資本剰余金	1,878
		資本準備金	1,178
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	1,288
		その他利益剰余金	1,304
		純資産合計	3,918
資産合計	11,155	負債・純資産合計	11,155
損益計算書の要旨 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) (単位:百万円)			
科目	金額	科目	金額
売上高	22,288	特別損失	122
売上原価	20,822	特別前当期純利益	1,817
売上総利益	4,704	法人税、住民税及び	118
販売費及び一般管理費	2,281	事業税	△420
営業利益	1,912	法人税等調整額	2,020
営業外収益	88	当期純利益	
営業外費用	18		
経常利益	1,942		

第16期決算公告			
平成29年7月4日		東京都江東区亀戸一丁目5番7号 株式会社LIXIL住宅研究所 代表取締役 中 紀幸	
貸借対照表の要旨(平成28年3月31日現在) (単位:百万)			
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,370	流動負債	8,188
固定資産	2,417	役員貸付引当金	3
有形固定資産	1,599	賞与引当金	18
無形固定資産	112	完済引当保証引当金	18
投資その他の資産	888	その他	8,149
		固定負債	452
		退職給付引当金	60
		特定処分損繰戻引当金	101
		引当金	191
		その他	100
		負債合計	8,443
		株主資本	5,345
		資本金	1,250
		資本剰余金	1,878
		資本準備金	1,178
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	2,825
		その他利益剰余金	2,520
		純資産合計	6,743
資産合計	11,787	負債・純資産合計	11,787
損益計算書の要旨 (自平成28年4月1日 至平成28年3月31日) (単位:百万円)			
科目	金額	科目	金額
売上高	27,855	特別損失	21
売上原価	22,976	特別前当期純利益	2,017
売上総利益	4,915	法人税、住民税及び	80
販売費及び一般管理費	2,285	事業税	△84
営業利益	2,032	法人税等調整額	1,458
営業外収益	31	当期純利益	
営業外費用	4		
経常利益	2,029		

第17期決算公告			
平成30年7月4日		東京都江東区亀戸一丁目5番7号 株式会社LIXIL住宅研究所 代表取締役 中 紀幸	
貸借対照表の要旨(平成30年3月31日現在) (単位:百万)			
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,088	流動負債	8,161
固定資産	2,501	役員貸付引当金	3
有形固定資産	1,810	賞与引当金	174
無形固定資産	118	完済引当保証引当金	28
投資その他の資産	741	その他	8,715
		固定負債	452
		退職給付引当金	150
		特定処分損繰戻引当金	188
		引当金	100
		その他	177
		負債合計	7,344
		株主資本	5,758
		資本金	1,250
		資本剰余金	1,378
		資本準備金	1,178
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	3,100
		その他利益剰余金	2,158
		純資産合計	6,728
資産合計	13,070	負債・純資産合計	13,872
損益計算書の要旨 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) (単位:百万円)			
科目	金額	科目	金額
売上高	26,738	特別損失	2
売上原価	21,950	特別前当期純利益	660
売上総利益	3,888	法人税、住民税及び	142
販売費及び一般管理費	2,118	事業税	120
営業利益	710	法人税等調整額	282
営業外収益	7	当期純利益	
営業外費用	131		
経常利益	648		

売上・出店状況

※加盟店数はアイフルホームの数字、売上高情報は株式会社LIXIL住宅研究所の数字となります。



加盟者の店舗に関する事項

1. 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2015年度	4
2016年度	3
2017年度	1

2. 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係わる加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2015年度	0
2016年度	2
2017年度	5

3. 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係わる加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係わる加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2015年度	70	0
2016年度	80	1
2017年度	24	1

訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

	加盟店または加盟店であった者からの提訴	本部側からの提訴
13年度	0	0
14年度	0	0
15年度	0	0
16年度	0	0
17年度	0	0

※訴訟の件数には相手方の訴えに対する反訴も含まれます。

フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等
 - (1) 契約の名称
アイフルホームフランチャイズチェーン加盟契約。
 - (2) 契約の本旨
ユーザーが安心して依頼できる住宅供給事業者づくりを目的とした加盟契約。
2. 加盟に際し徴収する加盟金、その他金銭に関する事項
 - (1) 徴収する金銭の額
加盟金 … 金400万円（税別）
 - (2) 加盟金の性質
加盟契約に基づき、加盟者が当社より許諾される権利に対する当初の対価としてお支払いいただきます。
 - (3) 徴収の時期
加盟金は加盟契約締結時まで全額納めていただきます。
 - (4) 徴収の方法
一括して当社が指定する銀行口座へ振込む方法によりお支払いいただきます。
 - (5) 加盟金の返還
加盟金はいかなる場合も返還致しません。
 - (6) 加盟当初必要な直接投下資金
約 3,500万円
3. オープンアカウント、売上金等の送金
特にありません。
4. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率
原則、貸付は行いませんが、モデルハウス融資などの制度融資を行う場合があります。
債権債務の相殺は行いませんが、債権の延滞に関しては年利18.25%の利息をいただきます。
5. 加盟者に対する商品の販売条件
 - (1) 加盟者に販売又は斡旋する商品の種類
 - ①各種建築資材：プレカット材・サッシ・サイディング・建材・仮設資材・インテリア資材等
 - ②各種販促品：チラシ・パンフレット・店舗装飾品・制服等
 - (2) 商品等の供給条件
各種建築資材の販売は、加盟者より当社に対して報告のある建築請負契約物件及び本部が認めた加盟店のモデルハウスに限定します。
 - (3) 配送日・時間・回数に関する事項
特に取り決めはありません。
 - (4) 仕入先の推奨制度
アイフルホーム住宅の品質を維持するために必要不可欠な機械、資材、部品、販促用品、用具等を当社又は当社の指定する業者から仕入れていただきます。
 - (5) 発注方法
各種建築資材：FAX、オリジナルネットワークシステム又はメールで直接業者に発注していただきます。
各種販促品：FAX又はオリジナルネットワークシステムで本部に発注して下さい。
 - (6) 売買代金の決済方法
各種販促品等は、当月発生売上を月末にて締め、翌々月6日に加盟者の指定銀行口座より自動振替の方法によりお支払いいただきます。尚、各種建築資材については、別途合意した方法によりお支払いいただきます。

- (7) 返品
各種建築資材：資材によっては返品が可能なものもあります。
各種販促品：加盟店名等が入った物等は返品できませんが、その他の物は2週間以内なら原則返品が可能です。
- (8) 在庫管理等
在庫管理は加盟者の自己責任において行っていただきます。
- (9) 販売方法
各種建築資材：資材の発注・納品は直接業者と行っていただきますが、請求は当社通しとさせていただきます。
各種販促品：発注は当社に行っていただきますが、納品は業者が行います。
- (10) 商品の販売価格について
各種建築資材：資材総合価格表に記載しております。
各種販促品：販促品カタログ・通常チラシ発注マニュアルに記載しております。

6. 経営の指導に関する事項

- (1) 加盟に際しての研修内容
職種に応じて下記①～⑤の研修を受講いただき、事業運営に関する実務知識を習得していただきます。
 - ①導入研修（新入社員研修）
 - ②営業総合研修
 - ③工務総合研修
 - ④店長総合研修、店長認定研修
 - ⑤店長認定更新研修

尚、店舗のオープンまでに、アイフルホーム事業に必要な不可欠な基本知識と理念習得を目的とする①導入研修を必ず受講していただきます。
- (2) その他の研修
通常の研修体系とは別途に、臨時のセミナーや講習会等を開催します。
- (3) 集合指導
加盟店経営者を対象とした集合指導を定期的実施いたします。当社が正当と認めた理由のない限り代表者の方には必ずご参加いただきます。
- (4) 加盟店に対する継続的経営指導の内容及びその方法
 - ①各店担当者としてカウンセラーが定期訪問（月1回程度）を実施し、各種情報提供、情報収集を行います。
 - ②地域毎の会議を年2～3回程度実施し、各地域での特質的問題点や懸案事項等について、指導を行います。
 - ③決算についての分析を実施し、分析結果のフィードバックを每期行います。
 - ④問題を抱える加盟店に対しては、別途に個別の指導・助言を行います。

7. 使用できる商標、商号その他の表示に関する事項

- (1) 当社が許諾するテリトリー内において、当社が固有に保持するC I（コーポレートアイデンティティの略称。ブランドイメージ、商標、意匠、著作物、ロゴ、ロゴマーク、会社の行動、品位等の総称をいう。）を行使することができます。
- (2) 商号の一部又は全部に「アイフルホーム」を使用することはできません。

8. 契約の期間、契約の更新および契約解除に関する事項

(1) 契約の期間

加盟契約締結月及び加盟契約締結日翌月1日より5年間。

(2) 契約の更新

契約満了3ヶ月前までの書面による双方の意思確認の上、原則3年間の更新となります。但し、加盟契約の各条項を積極的に履行し、更新時点での新規加盟条件を満たしていることが必要です。

(3) 契約解除の要件

①加盟法人が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は何らの催告を要せず、単に解除通告を発するのみで、いつでも加盟契約を解除できるものとします。

a) 加盟法人が倒産したとき

b) 手形小切手の不渡り、銀行取引停止処分を受けたとき

c) 会社更正、破産、民事再生の各申し立てを自ら行い、または各申し立てを受けたとき

d) 代表者が死亡、精神障害、その他業務を遂行する能力を失ったとき。ただし、当社が承認する後継者が、加盟店の業務を引き継ぐ場合は除く

e) 重大な加盟契約の違反等、当社との信頼関係を著しく害する行為を行ったとき

②加盟法人が各号のいずれかに該当した場合、当社は書面により30日以上を定めて催告し、期限到来後もなおその事実の解消又は是正がなされないときは、加盟契約を解除できるものとします。

a) 加盟申請書の虚偽記載が明らかになったとき

b) 建設業許可登録を停止あるいは剥奪されたとき、又は維持できなかつたとき

c) 加盟者が当社に何の連絡もせず14日間その居所を不明にし、経営を放棄したとき

d) チャージを不正報告したとき、及びこれに類する行為のあったとき

e) 当社への債務の支払が2ヶ月以上滞ったとき、又は1年間に4回以上遅延したとき

f) 施主又は第三者により裁判所その他公的機関に申し立てがあったとき

g) 差押、仮差押、仮処分又は競売の申し立てを受けたとき

h) 当社の指示に従わず、3ヶ月以上カウンセラーと面談しないとき

i) 違法建築をし、アイフルホームグループの信用を著しく低下させたとき

j) 当社の政策及び指導に反する行為をしたとき

k) 他加盟店のテリトリー内での営業、又は加盟店間の競合・紛争につき、当社の裁定に従わないとき

l) 本加盟契約締結後1年以内にモデルハウスを建設しないとき

m) 他加盟店に対するアイフルホームグループ脱会の強要及び幫助と判断される行為を行ったとき

n) 他加盟店を組織化及び統合する行為を行ったとき

o) 当社の許可なく他加盟店を先導する行為を行ったとき

p) その他加盟契約に関する重大な違反行為をしたとき

(4) 解約の手続き

①やむを得ない事情がある場合には、3ヶ月以上前に文書により通知し、協議の上、「アイフルホームフランチャイズチェーン加盟契約中途解約に伴う覚書」を締結することにより加盟契約を終了できるものとします。

②加盟契約終了に伴う諸手続き及びマニュアル等の資料返却後、精算して契約前の状態に戻すものとします。

(5) 損害賠償金の支払等

当社又は加盟店は、その都合により加盟契約を中途解約する場合には、中途解約金として月間固定チャージの12ヶ月分（ただし、加盟契約の有効期間が12ヶ月未満の場合は、残存月数）に相当する金額を相手方に支払うものとします。

9. 加盟者から定期的に徴収する金銭に対する事項

(1) 徴収する金銭の額または算定方法

①固定チャージ 30万円/月(税別) (加盟の翌月より12ヶ月間は10万円。但し、加盟の翌月より12ヶ月間にて営業開始するまでは0円)
+変動チャージ 月間上棟物件の延床面積に商品別基準価格を乗じた金額に所定の係数を乗じて算定。ただし、法人別累積上棟数により、上記係数は軽減されるものとします。

②広域広告分担金

全国一律電波広告協賛金: 115,000円/月(税別)

ローカルテレビ協賛金: 85,000円/月(税別) ※但し、地域により異なります。

イベント電波協賛金: 100,000円/回(税別) ※年6回の統一イベント時に発生

特別協賛金: 100,000円/回(税別) ※年6回の統一イベント時に発生

③オリジナルネットワークシステム導入料

一 式: 70,000円/月(税別)

その他オプション費用: コンピュータ・サーバーのリース、サーバー保守料等

※加盟店が希望するサービスによって金額が異なります。

(2) 徴収する金銭の性質

①加盟契約に基づき、当社が加盟者に許諾する権利に対する継続的対価としてお支払いいただきます。

②当社が提供する広域広告のためにお支払いいただきます。(地域により値段が異なる場合があります)

③当社が許諾するコンピュータソフトの使用料及びハードのリース料等。

(3) 当社への支払時期方法

当月発生売上を月末にて締め、翌々月6日に加盟者の指定銀行口座より自動振替の方法により支払いただきます。

10. 店舗の営業時間・営業日

営業日・時間は制限しておりませんが、週5日以上はモデルハウスをお客様に公開するようにして下さい。

11. テリトリーに関する事項

(1) 販売施工テリトリー

販売施工に関する地域制限は、原則としてありません。

(2) 広告宣伝テリトリー

広告宣伝活動は当社が許諾したテリトリー内に限定させていただきます。

12. 競業禁止義務

加盟契約有効期間中はアイフルホーム事業のみを専業としていただきますが、加盟契約終了後の競業禁止義務はありません。

13. 守秘義務

当社から提供された全ての資料・情報は、当社フランチャイズチェーン加盟契約有効期間中は勿論、加盟契約終了後といえども加盟店以外の第三者へ漏洩しないように万全を期して下さい。

14. 店舗の構造と内外装についての特別義務

当社が提示する「店舗設営計画」に基づき、当社の指導及び助言に従い、加盟店の費用負担によりモデルハウス・事務所の建築工事及び外構工事、設備の設置を行い、什器備品を用意し、店舗出店の準備を行っていただきます。

15. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

(1) 加盟店が当社に対する月例報告において意図的に不正申告をした場合は、不正申告をした変動チャージの20倍の金額をいただきます。

(2) 加盟店が他の加盟店に迷惑を及ぼした場合の違約金については別途定めることとします。

16. 事業活動の損失に対する補償の有無内容
一切ありません。但し、万が一経営不振に陥った場合、本部が再建の可能性があると判断した場合は経営支援を行うことがあります。
17. 加盟の条件と手続き
- (1) 加盟の条件
- ①加盟者が建設業登録を有する会社（株式会社）の代表者であることが条件となります。
 - ②加盟申請書を提出していただき、当社の加盟審査に合格することが必要です。
 - a) 加盟法人の代表者が単独代表で、過半数の株式を保有し、アイフルホーム事業をよく理解の上、注力できること
 - b) 必要最低人員(社長・営業・工務・経理の4名)以上の組織であること
 - c) 建設業登録を有し工務店業歴が5年以上であること
 - d) 決算内容が良好で、3期連続黒字であり累積赤字のないこと
 - e) 事業形態は現会社を全面移行もしくは、新規に会社を設立できること
 - f) 在来木造住宅事業をアイフルホーム事業のみにできること
 - g) アイフルホーム事業を行うに当たって、必要となる資金の調達力を有していること
- (2) 加盟の手続き
加盟審査合格後に当社との間で加盟契約を結び、同時に加盟金を納入して頂きます。
- (3) 加盟後の条件
- ①当社の提示する店舗設営計画に基づいたモデルハウス及び事務所を建設すること
 - ②加盟法人はアイフルホーム専業とすること（専業化義務）
 - ※原則として、在来木造住宅を施工する事業体はアイフルホーム加盟会社1社のみとさせていただきます
 - ③当社指定コンピュータプログラム導入義務
 - ④本部マーケティング政策遵守義務
例：独自チラシの禁止、アフターメンテナンスの実施義務、当社指定の常設モデルハウス建設当社が主催する販売促進企画への参加 等
 - ⑤当社への支払は、銀行引き落としであること。
 - ⑥当社指定の資材について当社経由で購入すること。
 - ⑦当社が指定する事項について当社に報告をすること。
 - 例 ・ 契約・上棟・引渡等の毎月の営業進捗報告
 - ・ 営業活動・建築工事等から発生する全ての紛争、クレーム、訴訟等が起った時
 - ・ 税務申告書一式及び監査報告書提出による毎期の決算報告
 - ・ 株主構成その他、登記事項又は当社に対する届出事項に変更がある時
 - ⑧その他当社の指導事項を遵守すること。

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
わが社の経営理念	6			
本部の概要 社名・設立・事業開始年月日・事業内容・他に行っている事業の種類・資金の額・主要株主・主要取引銀行・従業員・本部所在地				
役員一覧				
子会社の概要				
所属団体名	7			
会社沿革	7,8			
会社組織	9			
直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書	10			
売上出店状況	11			
加盟者の店舗に関する事項 1. 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 2. 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に関わる加盟者の店舗数 3. 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係わる加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係わる加盟者の店舗数	12			
訴訟件数				
フランチャイズ契約の要点	13			
1. 契約の名称等				
2. 加盟に際して徴収する加盟金、その他金銭に関する事項 (1)金銭の額 (2)加盟金の性質 (3)徴収の時期 (4)発注の方法 (5)加盟金の返還の有無 (6)加盟時の直接投下資金				
3. オープンアカウント、売上金等の送金				
4. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信利率				
5. 加盟者に対する商品の販売 (1)販売又は斡旋する商品の種類 (2)供給条件 (3)配送日・時間・回数 (4)仕入先の推奨制度 (5)発注方法 (6)決済方法 (7)返品 (8)在庫管理 (9)販売方法 (10)販売価格	13,14			
6. 経営の指導に関する事項	14			
7. 使用できる商標、商号その他の表示に関する事項				

8. 契約期間、契約の更新及び解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 更新の手続き (3) 契約解除の要件 (4) 解約の手続き (5) 損害賠償金の支払い等	15			
9. 加盟者から定期的に徴収する金銭に対する事項	15,16			
10. 店舗の営業時間・営業日	16			
11. テリトリーに関する事項	16			
12. 競業禁止義務	16			
13. 守秘義務	16			
14. 店舗の構造と内外装についての特別義務	16			
15. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	16			
16. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容	16			
17. 加盟の条件と手続き	17			
後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明 確認書	18,19			
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小 企業庁	別途			
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法 施行規則	別途			
後記4. フランチャイズシステムに関する独占禁止法上 の考え方について	別途			

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説明者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、

説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者 _____ 印

